

農用地利用計画

令和8年1月26日公告

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

- ① 下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地で、平成14年3月31日現在においてその現況が農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に規定する農用地等をいう）である土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。
- ② 下表中において用いている一定の地物、施設、工作物は平成14年3月31日現在のものをいう。

地区 区域 番号	区域の範囲	除 外 す る 土 地	備考
A	初島町里 用途地域を除く地域	字 深谷1の1、2の1、2の3、15、70の3、74の3。 畠119の1。 青木253の6、266、269の4、269の5、287の1。 上半田430の1、430の2、563、581、582。 星越606の2、609の4。 長屋尾769の12、769の13。 北原1178の1、1179、1183。 丸山2352、2361、2366、2441番地の6。	
	初島町浜 用途地域を除く地域	字 古房89、94、94の1、95、96、96の1、97、97の1、98、98の1、99、99の1、100、101、102、103、104の2、104の3、104の4、107の1、108の2、109、110、110の1、111、112、113、114、115、116の2、117の1、118の1、118の2、119の1、119の2、120の2、121の2、122の2、139の6、140の2、142の2、142の3、143、144の2、145の1、145の2。 宮ノ後156の1、156の2、159、163、164、165、197、198の1、199の2、199の4。 野田原205、207の1、359番地の1。 小森1589の1	
B-1	箕島 用途地域を除く地域	字 一本松1251。 城山994番地。	
	新堂 用途地域を除く地域	字 滝形谷838。 大谷1202番地の38。	

地区 区域 番号	区域の範囲	除　外　す　る　土　地	備考
B-2	野	<p>(1) 字 川田、植松、御殿本、青木の全域</p> <p>(2) 字 北地のうち市道55号線及び同297号線以西の区域内の土地で21の1、24、54番地以外の土地</p> <p>(3) 字 北地4の2、4の3、4の4、4の5、6の1、10の1、19、26の5、60、60の1。</p> <p>東生殿292の2、292の3、293の2、297、298の1、299の1、330の1、330の2、340、347、348の3、349、351の1、351の3、352の1、352の2、354の1、354の2、354の3、354の4、354の5、357、362、363。</p> <p>西生殿371、378の2、378の3、379の2、379の3、381、382の3、386、388、390の1、390の2、393、394、404、405の1、405の2、405の3、406、410、412の3、412の10、419、428、430、431、435、436、437、440、441、443の2、444、446の3。</p> <p>南生殿516、517、521、522、523、524の2、528、532、540の1、551の1、551の2、553、555、558、559、561、565の2、567、570、572、575、576、577、587の2、589の1。</p> <p>西山766、767。</p> <p>殿ノ尾818。</p> <p>山地原895、897、897の1、898、898の1、898の2、899、900、900の1、904の2の一部、915の11、914の1、918番地。</p>	
	山 地	<p>(1) 字 八幡裏、中ノ瀬、五反田の全域</p> <p>(2) 字 上ノ段81の1、82の1、84、94の8、94の9、100、111の1、114、117の5、117の6、117の7、120の3、124、138の1。</p> <p>二ツ石148の1、148の2、150、151、152、161の1、162、166の2。</p> <p>中ノ谷187の4、238の1。</p> <p>萩尾271の6、278の3、287の3、295の5、330、337の1。</p> <p>山田坪360、364、370、415番地。</p>	
	古 江 見 用途地域を 除く地域	<p>字 立畠252の2、274の2、275。</p> <p>寺谷299の1、299の3、305の15、305の16、306の1、306の2、309の1、309の4、311、313、314、315、316、331の7、343の1、343の3。</p> <p>南原389の1、389番地の2。</p>	
	宮 崎 町	<p>(1) 字 矢櫃、宮崎、女ノ浦、男浦の全域</p> <p>(2) 字 逢井1279、1278、1275、1273、1272の3、1272の1、1270、1269、1267の2、1320、1321の3、1321の1、1325、1326の4、1265の1、1265の2、1264、1332、1333、1257、1334の1、1335、1322、1357の3、1357の6、1357の2、1357の1、1359の2、1361の2、1363の2、1368の4、1369、1366の3、1366の4、1376の2、1377の1、1377の2、1289の3、1289の1、1384、1385、1386の2、1396、1411、1412の3、1412の1、1412の2、1410の2、1397、1397の1、1409、1401の1、1401、1398番地の土地の外周を順次結んで囲まれた区域内の土地</p>	

地区 区域 番号	区域の範囲	除　外　す　る　土　地	備考
B-2	宮崎町 用途地域を除く地域	<p>(3) 字 浄妙寺谷713の2、848の1、868、869、870、871、937の1、968、970、970の2、972、973の8、973の10、975の5、975の14。西国尾1008の1、1052、1052の8。</p> <p>東国尾1224。</p> <p>津井1225の38、1225の49、1225の55、1225の56、1225の59、1225の60、1225の62、1225の74、1225の78、1225の82、1225の140、1225の141、1225の142、1225の173、1225の175、1225の218、1225の229、1225の231、1225の251、1225の260、1225の271、1225の272、1225の275、1225の276、1225の280、1225の283、1225の284、1225の287、1225の290、1225の292、1225の293。</p> <p>逢井1248の7、1248の15、1248の25、1249の7、1249の33。</p> <p>柳谷1470番地の12。</p>	
C-1	山田原 用途地域を除く地域	<p>字 鍛冶屋原123の1。</p> <p>飯盛560の1、560番地の2。</p>	
	下中島	<p>(1) 字 鳥垣内、原内のうち市道593号線、同599号線、同22号線、同598号線、同601号線、同604号線、同22号線、同596号線を順次結んだ線で囲まれた区域</p> <p>(2) 字 西ノ瀬のうち市道21号線、同22号線、166の1北側境界線、178番地東側道路、市道608号線を順次結んだ線で囲まれた区域</p> <p>(3) 字 南芝9、20、24の6、26、33の1、33の2、35の1。</p> <p>畠ヶ中39、40、41の1、42の1、43、47、48、49、50、58の3、61の1、63の1、64の2の一部、89、91の1、93。</p> <p>蛭田102の3、103、105の1、107、113の2、113の3、113の7、120の2、120の3、135の1。</p> <p>西ノ瀬158の1、175の2、196。</p> <p>絃ノ鼻229の1。</p> <p>欠崎238の1、239の2、244、245の2、247、248の1</p> <p>262、267の5、267の6、267の7、268、270、273の2、274の2、274の8、275の1、289。</p> <p>西迎1023番地の1。</p>	

地区 区域 番号	区域の範囲	除　外　す　る　土　地	備考
C-2	辻　堂	<p>(1) 字 中筋のうち市道233号線及び同244号線以南の区域</p> <p>(2) 字 池ノ尻のうち県道千田箕島線以東、800番地と801番地の境界線、795番地の2と798、796、791番地の境界線、792番地と791、767、766番地の境界線、751番地と760番地の境界線、市道233号線を順次結んだ線以南の区域</p> <p>(3) 字 東瀬2、3の1、3の2、4、9、15の2、17の1、19、20、25の2、34、35、36、37、53、58、59、61、62、64の2、65の1、69、70、72、74、75の2、75の3、89の3、111、112、119の2、137、163の2。</p> <p>出崎180の2、181、182の3、183の1、184の1、247の1、247の3、249、261、273の1、273の3、283、285、300、301の1、305、310、313、314の1、314の2、315、316、317。</p> <p>西瀬326、336、350の1、361、363の2、363の4、370、371の1、372、375、377、378の1、379、383、390、392の1、392の2、412、413、428、429、430、438、439の1、439の2、439の3、441、442、453の1、459、460、462。</p> <p>中筋471の1、471の4、478、479、487の2、496の1、496の2、497、498、503の2、504、505、515の1、518の2、531-1。</p> <p>大芝656、659の3、660、661の1、662の1、662の2、686の1、687、688、689の1、690の1、700、701の1、701の2、702の2、705の2、710の2、712の1、724、730の2、730の3、732、733、740、745の1。</p> <p>池ノ尻752の1、792の1、792の2、793、795の4、800の1、800の2、819の1、820、821、822、823の1、823の2、824、836の1、840、847、851の3、852、861、923の2、929、936、937、940。</p> <p>鶴ノ瀬952、956、962、966、970の6、973番地。</p>	
	星　尾	<p>(1) 字 中筋、垣内の全域</p> <p>(2) 字 北筋のうち市道14号線以東、同205号線以南の区域</p> <p>(3) 字 上ノ蔵56の1、57、57内1号、58の2。</p> <p>新田92の1、95の1、95の2、110の2、110の3、110の4、110の5、115、119、120の1、122の1。</p> <p>北筋132、135の2、143の2、146の1、148、150、152、154の5、156の2、158、169の2、172の2、173の1、175の1、179、180、188、189の1、189の2、190、191の2、191の3、192の1、195の3、197、199、204、211、213の2。</p> <p>内田360の10、360の12、388の3、390、391。</p> <p>前筋424、441。</p> <p>城ヶ越446の1、446の2、447の2、448の1、448の2、452、454、455の1、462、465、466、476の2、477、478、479、484、485。</p> <p>清水517の3、517の4、517の5、583の1、583の2、588。</p> <p>大谷696の1、696の3、696の4、697、699、702の3、777の3、778、780、781の1、792番地の1。</p>	

地区 区域 番号	区域の範囲	除　外　す　る　土　地	備考
C-2	千　　田	<p>(1) 字 高田の全域</p> <p>(2) 字 松ノ内のうち1228、1228の1、1229、1230、1231、1232、1233、1239番地の土地を除く区域</p> <p>(3) 字 北沼のうち584番地の1先から594番地先に至る農業用排水路以東の区域</p> <p>(4) 字 左近のうち市道252号線、同255号線、同237号線、を順次結んだ線で囲まれた区域、及び市道252号線、同16号線、430番地先から436番地先に至る農業用排水路を順次結んだ線で囲まれた区域</p> <p>(5) 字 鳥居のうち県道千田箕島線、及び同有田湯浅線以南の区域</p> <p>(6) 字 上川原12の6、14の1、24の1。 下川原67、71、72、73、78、80の1、81。 東馬生87の2、91、92、93、94、106、119、120、124の1、124の2。 西馬生126の2、132の2、132の4、137、138の1、138の2、139、140の1、140の2、141、154、157、158の2、159、163の1、163の4。 鶴ノ瀬171、172、174の1、174の2、175、183、190の1、190の2。 鳥居208の4、208の5、213、214、215の2、218。 左近258、260、272の1、273の1、273の2、274、278の3、281の2、283の2、283の3、283の4、283の6、290の1、290の2、290の3、293、303、307の1、307の2、312、315、319、321の1、450の7、451の3、461の2、466の2、467、468、472の6、472の7、474の1、475の1の一部、484の1。 下り487、488、489の2、490の1、490の3、497の1、506の1、506の2、508の4、511、525、543の2、543の3、552、553の1、558、563の2、568、569の2。 北山田746の1、755の1。 中山田790、791、792、849、850、851、854、858。 鳥間山田871の1、871の2、872の1、875、876の1、975、976、977、981、985、982、983の1、983の3、983の4、990、991、1000。 南沼1031の3、1031の4、1035の1、1065の2、1068、1071の一部、1072の1の一部、1073の1、1073の2、1082、1083。 西沼1093の2、1098、1107、1109の3、1115の1、1115の2、1118-1、1118-5、1120の1。 高田原1377の1、1408の1、1418の4、1421。 高田南原1463の3、1463の4、1473の1。 神後原1675。 西鳥間1682の2、1684の2、1685の2、1715。 左エ門九郎芝崎1854、1850の2、1850の4、1850の5。 堀之内2045の5、2045の6、2054、2090の2、2090番地の3。</p>	

地区 区域 番号	区域の範囲	除　外　す　る　土　地	備考
	新　町	<p>(1) 字 新町、長手、中筋、外新田、南、下新田の全域 (2) 字 井ノ口のうち2級河川西谷川以西の区域 (3) 字 井ノ口263、265、274の2、275の2、276の1、 286の2、 300、301、302、303、304、308、315。 上新田342、343、344、345、346の1、346の2。 新田356の1、356の3、359の3、363、364、365、 366の1、366の2、373、397、402、426、427、428、 430、431番地。</p>	
D	滝　川　原	<p>(1) 字 神上、徳高の全域 (2) 字 北川のうち農道357号線以東の区域 (3) 字 北芝のうち市道21号線、同62号線、字北芝169番地先より 同183番地先に至る農道、市道588号線、字北芝234、230の2、 230、230の1、220、218番地先を順次結んだ線で囲まれた区域 (4) 字 中溝のうち市道573号線、字中溝371番地先より同377番地 先に至る農道以北、同377番地先より同376番地先に至る農道以東の区域 (5) 字 北川42、43、45、46の1、57、69、77の2、 93、100、103、113の2、113の3、137、142、 145の2、145の3、156。 北芝172、174の2、182、223の1、240、243、244、 250、251、272の2。 下川原274、282、283の1、284の3、286、287、288、 291の2、292の1。 中溝372の1。 柳原557の1、560、570、573。 前川596、599、610番地。</p>	
	東	<p>(1) 字 宮ノ前、神田の全域 (2) 字 谷ノ北68、75の1、76の1、119の4、138の4、 153の5。 谷ノ南164、183の3、185の1、185の2。 土井284の1、291の1、291の3、291の4、300の2、 305の2、307の1、307の4、309の1、320-3、324の1、 324の3、330の1。 伏谷南原349の1。 伏谷北原494、505、507の4、508。 里神原530、532、533、535、536、541、542、542の1、 543。 春日原567、568、569。 奥ノ谷782の2。 長尾西原801の1。 宮山ノ下871番地の2。</p>	
	滝	<p>(1) 字 山本のうち市道60号線以北の区域 (2) 字 中谷のうち市道60号線以北の区域 (3) 字 山本18の2、20、22の1。 黒岩 121。 中谷194。 西坪202の1、215の1、216、221、224の1、228の2、 229の1、244。 陰山350。 天王353、354番地の1。</p>	

地区 区域 番号	区域の範囲	除　外　す　る　土　地	備考
D	須　　谷	<p>(1) 字 島の全域</p> <p>(2) 字 内垣内のうち市道502号線以南の区域</p> <p>(3) 字 出水のうち市道20号線、市道501号線、同522号線、同518号線、同523号線を順次結んだ線で囲まれた区域</p> <p>(4) 字 高関45の1 釜原51の1、55の1の一部、101の1、101の2。 高松340の8、345、357の1、362、363の1、368、368の2、369、372の1、373の1、388の3、390の1、392の1、395、399の1、411、412、428、443、472、473、476。 元川原478、509、513、518、524の1、525、528、529の2、531、533の1、534の1、535、536、537の1、538の1、538の2、539、543、544の1、545の1、546の1、558の1、559、560、561、562、565、569の2、570、572、575の2、576の1、576の2、584、587。 出水623の1、624の1、642、644の1。 西ノ浦702、704、710、711の1。 天神谷801の6、834、836、840、844。 木原1031番地の1。</p>	
	道	<p>(1) 字 道、西谷、中溝、東溝、東出、松ノ本、蓮池の全域</p> <p>(2) 字 西溝146の1、153の3、154の5、154の8、155の1、164の1、171の2、171の7、171の8、171の9、180の1、181の1、193の1の一部 181の2、187の3、190の2、191の2、195の1、195の5、197、202の1。 王寺438の4、439の1。 大芝458の3、465の1、477の3、491の1。 里神507の1、507の2、507の3、524の1、525の1、526の1。 西山531、532、574番地の1。</p>	
	畑	<p>字 寺谷302の6。 池窪353、364、393の1、393の2。 白倉408の1、409の1、411の1、429、430の1、432の1、436。 有久保459の1、538の1。 家本604の2、606の1、606の2、608、609、611、612、619、621、645の1、681、702の2、702の3。 西山783の3、788。 馬石1015の1。 瓢箪1086の1、1089の1、1090の1、1090番地の3。</p>	

地区 区域 番号	区域の範囲	除　外　す　る　土　地	備考
E	中　番	<p>(1) 字 上陰山の全域</p> <p>(2) 字 地蔵堂のうち市道101号線、同103号線、同104号線、同19号線を順次結んだ線で囲まれた区域</p> <p>(3) 字 沖のうち1013の1、1041の1、1041の2を除く市道116号線以北の区域</p> <p>(4) 字 鳥居のうち市道18号線以南の区域</p> <p>(5) 字 陰山4の2、5、6、7の2、8の1、9、10、11の1、12の1、13、14、15の1、16の1、17、18、19の1、21、22、23の1、23の2、24の1、24の2、25、26の1、26の2、27の1、27の2、28の2、29、31。</p> <p>地蔵堂105の1、116、124の5、141の6、156の1。</p> <p>宮城165の1、173の1、174の2、176の1、176の2、198の2、200の1。</p> <p>蓮坪240の1、240の3の一部、257の1、257の3、296、297の1、297の2、302、303の1、303の2。</p> <p>上高井309の2、309の3、310の1、310の2、340の2の一部。</p> <p>鳥居317</p> <p>青石橋347の1、349の1、352、353、408の1。</p> <p>トモセ363の2、379の8、386の1、386の3、387の3、388の2、393の2、394、395、401、427の1、427の2、430の1、436の1、436の4。</p> <p>有張414の4、415の2、415の6、416の3。</p> <p>上深田422の2、426の1。</p> <p>池下445の1、489の1、490、491の1、491の2、493、495の3、518の3。</p> <p>山村528、562の3、562の5、562の6。</p> <p>ナメラ825。</p> <p>別所ノ谷985の1。</p> <p>沖990の1。</p> <p>水王子原1059の3、1059の4。</p> <p>地蔵堂前山1102番地。</p>	
	西	<p>(1) 字 深田、舟渡垣内、北川原の全域</p> <p>(2) 字 桶之口のうち農道128号線以北の区域</p> <p>(3) 字 堀町43の3、45の3、50の1、50の2、51、52。</p> <p>ヨノコ田58、70の1、70の2。</p> <p>高井73の1、74の1、75、79の3、86、87。</p> <p>柳田256の1、257の1、272、281、282、283の6、287の1、287の2、287の3。</p> <p>舟渡244の2、291、292、297、298、299の1、301、322の3。</p> <p>法華331。</p> <p>尾根田352の2、353の1、353の2、356、357の3、373、374の1、374の2。</p> <p>劍川388の2、388の3、391の2、392。</p> <p>北尾根田402の3。</p> <p>西川原446の1、446の3、447、466、471。</p> <p>桶之口481、482、484、487、488。</p> <p>馬殿522、523の1、528の2、528の3、529の2。</p> <p>真砂965の2。</p> <p>西谷1138の1、1142番地。</p>	

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

な し

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分
A	農地：全区域
B-1	農地：全区域
B-2	農地：全区域
C-1	農地：全区域
C-2	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：千田190の2、191の1、191の2、192の1、192の2、193、194の1、194番地の3。 野677、678、679番地。
D	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：新町286番地の1、277、278、279番地。 滝川原511、537、538番地。 東215、321、350の1、356の1、358番地の1。 須谷295の1、296の3、297の1、297番地の3。 道686、688番地の2。
E	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：中番339の1、339の2、339番地の3。